

第404回香川海区漁業調整委員会次第

日 時 令和6年11月19日(火)

10:00～11:00

場 所 高松市番町四丁目1番10号
香川県庁本館12階大会議室

1 開 会

2 挨 捶

3 議事録署名人の指名

4 議 題

- (1) まきえ釣り漁業許可の公示について(諮問)
- (2) 香川県漁業調整規則の改正について(事前協議)
- (3) その他

5 その他

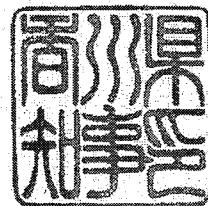
R6.11.19 資料1-1
香川海区漁業調整委員会

6 水産第 173728-1号
令和 6 年 11 月 12 日

香川海区漁業調整委員会

会長 北尾登史郎様

香川県知事 池田豊人



まきえ釣り漁業許可の公示について(諮問)

このことについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 3 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求める。

記

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数その他の制限措置

別添資料のとおり

2 許可の条件

別添資料のとおり

3 許可の有効期間

許可日から令和 7 年 12 月 31 日

4 申請期間

令和 6 年 11 月 20 日～同年 11 月 26 日

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の数	漁業を営む者の資格
まきえ釣り漁業	旧坂出市・松山地先海面	6月1日から 12月31日まで	5	松山に漁業の根拠地を有する者

2 許可の条件

- (1) 漁業権漁場では、その漁業の妨害をしてはならない。
- (2) 前項に違反したときは、この許可を取り消すことがある。
- (3) 漁業調整上必要があるときは、更に条件を追加することがある。

まきえ釣り漁業許可の公示について

1 趣旨

今般、松山漁協から自組合員が平成10年12月31日まで受けていた許可を別の組合員が引き継ぎ、まきえ釣り漁業を営みたいとして、当該漁業許可の要望があった。

当該漁業許可は有効期間満了から10年以上経過した許可であるが、関係漁協からの同意が得られていること、今回申請のあった5統が再び参入しても、当該漁法の特性上、資源や周辺の漁業への影響は軽微であると考えられること、また問題があれば同漁協が責任をもって対処する旨の要望書が提出されていることから、漁業調整上問題がないものと認められるため、新たに許可の公示を行うもの。

2 許可の公示内容

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の数	漁業を営む者の資格
まきえ釣り漁業	旧坂出市・松山地先海面	6月1日から 12月31日まで	5	松山に漁業の根拠地を有する者

(参考) 許可の条件

- (1) 漁業権漁場では、その漁業の妨害をしてはならない。
- (2) 前項に違反したときは、この許可を取り消すことがある。
- (3) 漁業調整上必要があるときは、更に条件を追加することがある。

3 今後のスケジュール

11月19日 海区漁業調整委員会（公示内容の諮問）

→答申後、速やかに許可の公示

11月20日から11月26日まで 申請受付

11月27日以降 許可証交付

香川県漁業調整規則の改正について（事前協議）

1. 趣旨

刑法及び漁業関係法令の改正に伴い、香川県漁業調整規則（以下、「規則」という。）の一部改正をするもの。今回の改正に併せて、規則中の水産動植物の名称の変更及びアマモの流れ藻の採捕の解禁を予定している。

規則の改正にあっては、漁業法第119条第8項に基づき、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないことから、事前の意見を聞くものである。

2. 改正内容（予定）

別紙資料のとおり。

3. 改正理由

①水産動植物の名称の変更（規則第39条第1項の表） 海

規則中に規定されている水産動植物の名称は、基本的に標準和名又は総称で記載されているが、地方名及び古い呼称で記載されているものについて、それぞれ変更するもの。

②アマモの流れ藻の採捕の解禁（規則第39条第1項） 海

アマモは有用水産資源の産卵場や成育場となっていることから、これまで流れ藻を含め、その採捕を禁止していた。近年、漁業者等によるアマモ場造成活動の相談の増加を受けて、当該活動以外で利用されることのない“アマモの流れ藻”について、その採捕の制限を解除するもの。

③漁業法改正に伴う条項の追加（規則第46条第2項） 海

漁業法及び流適法の一部を改正する法律が令和6年7月16日に施行されており、当該改正に伴い、規則に新たな条項を追加するもの。

今回追加する条項は漁業法に規定されているものであるが、令和2年の漁業法改正以降、一連の手続きや規制の内容については、確認的に規則にも規定するようになっている。

④刑法改正に伴う文言の変更（規則第54条第1項） 海内

刑法等の一部を改正する法律が令和7年6月1日に施行されることに伴い、規則中の関係する条文の文言を変更するもの。

⑤文言の適正化（規則第54条第1項、規則第55条） 海内

両罰規定の対象となる規定について、自然人を対象とすることを明確化するもの。

4. 今後のスケジュール

- 11月下旬 事前協議（県↔国）
- 12月中旬 諮問・答申（県↔海区・内水面委員会）
- 翌1月以降 認可申請・認可（県↔国）
- 翌2月以降 告示（県）

香川県漁業調整規則の一部を改正する規則(案)
香川県漁業調整規則(令和2年香川県規則第61号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(禁止区域等)		(禁止区域等)	
<p>第39条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動植物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の右欄に掲げる区域において採捕してはならない。ただし、海面において第1種共同漁業若しくは第3種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。</p>		<p>第39条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動植物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の右欄に掲げる区域において採捕してはならない。ただし、海面において第1種共同漁業若しくは第3種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。</p>	
水産動植物	禁止区域	水産動植物	禁止区域
1 あゆ	1/1から 5/31まで 海面及び 内水面	1 あゆ	1/1から 5/31まで 海面及び 内水面
2 うなぎ(全長20センチメートル以下 ものに限る。)	海面及び 内水面	2 うなぎ(全長20センチメートル以下 ものに限る。)	海面及び 内水面
3 くろだい(全長6センチメートル以下 のものに限る。)	海面	3 ちぬ(全長6センチメートル以下のも のに限る。)	海面
4 がざみ(甲幅13センチメートル以下 のものに限る。)	海面	4 がざみ(甲幅13センチメートル以下 のものに限る。)	海面
5 くるまえび(体長6センチメートル以 下のものに限る。)	海面	5 くるまえび(体長6センチメートル以 下のものに限る。)	海面
6 あさり(殻長2.5センチメートル以下 のものに限る。)	海面	6 あさり(殻長2.5センチメートル以下 のものに限る。)	海面
7 はまぐり(殻長3センチメートル以下 のものに限る。)	海面	7 はまぐり(殻長3センチメートル以下 のものに限る。)	海面
8 はまぐり(殻長3センチメートルを超 えるものに限る。)	海面	8 はまぐり(殻長3センチメートルを超 えるものに限る。)	海面
9 みるくい	4/21から 11/30まで 海面	9 みるくい	4/21から 11/30まで 海面

	改正後		改正前			
10 なまこ	4/1から 10/31まで	海面	10 なまこ	4/1から 10/31まで		
11 あまも又はほんだわら	周年	海面	11 あじも又はがらも	周年		
12 こい(全長18センチメートル以下のも のに限る。)	周年	内水面	12 こい(全長18センチメートル以下のも のに限る。)	周年		
2 第4条第1項第29号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可に基づいて採捕する 場合は、前項の表の第2号の規定は適用しない。	2 第4条第1項第29号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可に基づいて採捕する 場合は、前項の表の第2号の規定は適用しない。		3 第1項の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、所持し、 又は販売してはならない。			
(衛星船位測定送信機等の備付け命令)						
第46条 知事は、国際的な粹組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるとときは、第4条第1項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であつて、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。）を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。						
(1) 当該許可を受けた船舶の位置を自動的に測定及び記録できるもの であること。	(1) 当該許可を受けた船舶の位置を自動的に測定及び記録できるもの であること。					
(2) 次に掲げる情報を自動的に送信できるものであること。	(2) 次に掲げる情報を自動的に送信できるものであること。					
ア 当該船舶を特定することができます。 イ 当該船舶の位置を示す情報並びに当該位置における日付及び時刻	ア 当該船舶を特定することができます。 イ 当該船舶の位置を示す情報並びに当該位置における日付及び時刻					
(3) 前号に掲げる情報の改変を防止するための措置が講じられている ものであること。	(3) 前号に掲げる情報の改変を防止するための措置が講じられている ものであること。					
2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係 る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。	2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係 る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。					
(衛星船位測定送信機等の備付け命令)						
第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該違反行為をした者は、 6月以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。	第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万 円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。					
(1) 第33条第1項、第34条から第38条まで、第39条第1項若しくは第3 項、第41条第1項又は第42条第1項の規定に違反したとき。	(1) 第33条第1項、第34条から第38条まで、第39条第1項若しくは第3 項、第41条第1項又は第42条第1項の規定に違反した者					
(2) 第33条第13項において準用する第13条第1項若しくは第2項又は第 42条第3項の規定により付けた条件に違反したとき。	(2) 第33条第13項において準用する第13条第1項若しくは第2項又は第 42条第3項の規定により付けた条件に違反した者					

改正後	改正前
<p>(3) 第23条第1項（第33条第13項において準用する場合を含む。）、第33条第13項において準用する第22条第2項、第41条第2項又は第45条第1項の規定に基づく命令に違反したとき。</p> <p>2 前項の場合には、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。</p>	<p>(3) 第23条第1項（第33条第13項において準用する場合を含む。）、第33条第13項において準用する第22条第2項、第41条第2項又は第45条第1項の規定に基づく命令に違反した者</p> <p>2 前項の場合には、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。</p>
<p>第55条 第25条第1項（第43条第8項において準用する場合を含む。）、第31条、第33条第10項又は第40条第1項の規定に違反したときは、当該違法行為をした者は、科料に処する。</p>	<p>第55条 第25条第1項（第43条第8項において準用する場合を含む。）、第31条、第33条第10項又は第40条第1項の規定に違反した者は、科料に処する。</p>

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第54条第1項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。次項において同じ。）は、令和7年6月1日から施行する。
- 2 第54条第1項の改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

R6.11.19 資料2-3
香川海区漁業調整委員会

調整規則改正に向けたスケジュール（香川県）

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
漁業調整規則の改正・施行 課内協議													
協議①													
協議②													
協議③													
資料最終調整													
資料最終調整※1													
ヒア①													
ヒア②													
ヒア③													
事前協議													
事前協議													
事前協議													
答申													
答申													
答申													
総合会議													
総合会議													
総合会議													
総務学事課協議 県報掲載手続き													
高松地方検察庁協議 (刑法一部改正に係る部分除く)													

※1 改正理由書の手直し等に時間要する可能性あり。その場合、それぞれ後ろ倒し。

漁獲可能量によるカタクチイワシの管理の検討状況について

主旨等

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）（以降「改正漁業法」という）の施行（令和2年12月1日）に伴い、資源管理については、漁獲可能量による管理（TAC管理）が基本となり、国主導により魚種ごとにTAC管理導入に向けた検討が進められている。

本県に関するTAC管理導入の候補種のうち、「かたくちいわし瀬戸内海系群」について、関係者を交えた議論の結果、令和7年1月から段階的にTAC管理を行う「ステップアップ管理」における「ステップ1」に進むことになった。

内容

1. TAC管理導入決定の手順

TAC管理導入決定までの手順は、「①資源評価結果を公表」、「②資源管理手法検討部会での検討」、「③資源管理の方針に関する検討会（ステークホルダー会合）での意見交換」、「④水産政策審議会での審議」となる。なお、ステークホルダー会合は、資源管理の目標及び漁獲シナリオについて関係者の合意が得られるまで、複数回開催される。

2. かたくちいわし瀬戸内海系群の漁獲の状況

当該資源の本県の漁獲シェアは15%程度で上位漁獲府県※になり、漁獲可能量による管理になる見込み。

※TAC管理では、漁獲シェア80%までの上位漁獲府県において、漁獲可能量が数量明示で割当される。

（参考）県内の漁業・漁協別の漁獲割合

煮干共販 (伊吹漁協、 三豊市漁協)	動力付地びき網 (内海漁協)	船びき網 (東讃地区)	大型定置網 (引田漁協、 東讃漁協)	その他 (底曳き網 等)
98%	1.6%	0.1%	0.1%	0.01%

管理区分	漁獲 シェア(%)	【参考】R2-4平均 農林統計実績(t)	漁 獲 シ エ ア 87%
知事管理	100.0	40,616	
広島	31.8	12,789 <th data-kind="ghost"></th>	
大阪	19.0	7,835 <th data-kind="ghost"></th>	
香川	15.0	6,185	
愛媛(瀬戸内海)	13.3	5,341	
兵庫(瀬戸内海)	8.0	3,257	
山口(瀬戸内海)	7.5	3,032	
大分(瀬戸内海)	2.6	1,047	
徳島(瀬戸内海)	2.9	1,111	
和歌山(瀬戸内海)	0.1	18	

3. かたくちいわし瀬戸内海系群のTAC管理導入にむけた議論の状況

- 「資源管理手法検討部会」：令和4年11月に開催。県漁連鳴野会長が参考人として、当県の漁獲実態や資源管理への問題点等を意見した。
- 「資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）」：

回	年月	場所	方法	本県参加者
1	R5年5月	神戸市	対面	漁業関係者（伊吹漁協、三豊市漁協）を含む21名
2	R5年12月	神戸市	対面	漁業関係者（伊吹漁協、三豊市漁協）を含む19名
3	R6年5月	神戸市	対面・Web	漁業関係者（伊吹漁協）を含む6名

<SH会合における主な意見と国の考え方>

- ・瀬戸内海ではカタクチイワシと子のシラスの漁獲量が同程度あり、シラスを含めた資源管理をすべき。
- ・シラスを含めた資源評価を行い、シラスとカタクチイワシの漁獲が資源に与える影響を評価し、効果的な資源管理手法について漁業者を含めて検討することが先決。

（国）カタクチイワシの成長におけるシラスの時期は、自然死亡率が高く数量管理の根拠となる資源量の算出が困難である。よって、シラスについては、数量管理ではなく、漁獲努力量（隻数など）を現状より増やさない管理を行う考え。

- ・未だ漁獲量が把握できていない流通実態があることから、正確な漁獲情報を把握した上で、資源評価の再計算等を行うこと。

（国）ステップアップ管理において、漁獲量等報告体制の整備を行い、把握できていない流通実態を明らかにする予定。

- ・カタクチイワシは資源の年変動が激しく、極端に漁獲が少ない年があっても、漁獲が多い年にしっかりと獲ることにより、中長期的に経営を維持している。TAC制度の運用設計に際しては、突発的に資源が増加した場合でも採捕停止等の命令を受けることなく十分に漁獲ができ、継続的に漁業経営ができるように配慮すること。

（国）突発的に資源が増加した場合に、十分な漁獲ができるよう、数量管理にあたっては、次年度の漁獲枠を繰入れするなど、柔軟な運用を検討していきたい。

- ・会合の結果、令和7年1月から、「ステップアップ管理」における「ステップ1」を開始することが決定した。あわせて、課題解決に向けて水産庁として取組む意向が示された。

4. TAC管理導入にあたっての本県漁業への影響

- ・「ステップアップ管理」からの開始となるため、すぐに漁獲可能量が設定されるわけではなく、当面、本県漁業への影響はない。
- ・TAC管理の本格導入までの準備のため、ステップアップ管理のなかで、情報収集体制の確立、管理を行う上での具体的な事項、各課題解決のための検討等を進める必要がある。

5. スケジュール

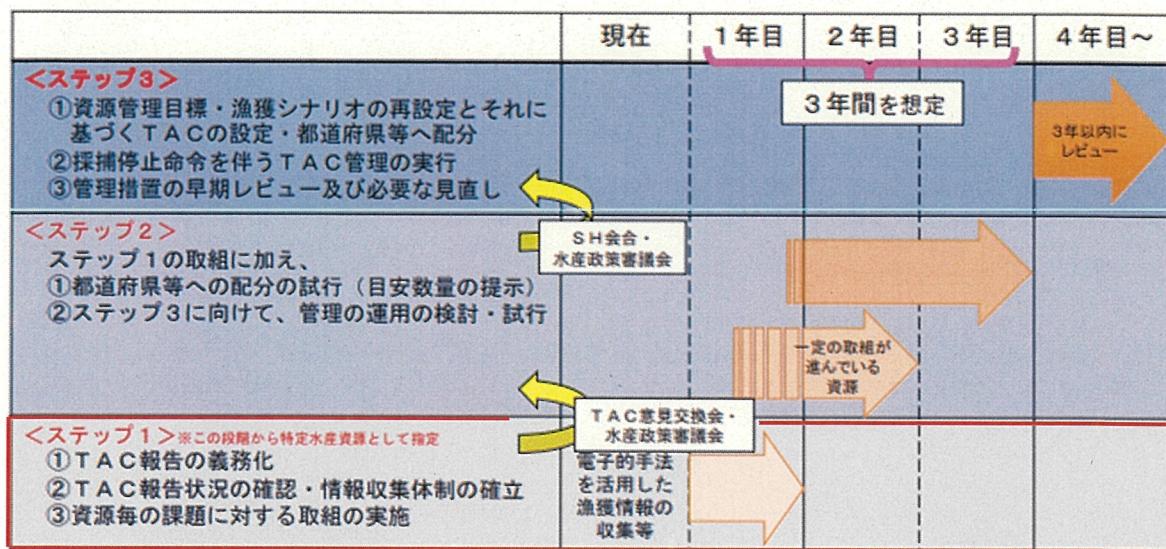
（当面の対応）

TAC管理を導入する魚種は、国の資源管理基本方針で「特定水産資源」に指定した後、県資源管理方針に規定する必要があり、当方針の改正を行う。

R6.11月	水産政策審議会開催、国の資源管理基本方針において「特定水産資源」に指定（済）
R6.12月	香川県資源管理方針（改正案）の香川海区漁業調整委員会への諮問
〃	香川県資源管理方針の大臣承認申請・承認

※ステップアップ管理の進め方

- 3つのステップに分けて通常のTAC管理に向けたプロセスを確実に実施するもの（下表を参照。）。



- ステップ2までの間に課題解決の取組み等に十分な進展があり、漁業者の理解を得た上で、ステップ3（本格的なTAC管理）へ移行する。
- 令和7年1月から開始予定である「ステップ1」では、漁獲量等の報告が義務化となり、報告体制の整備を行うとともに、その他課題解決に向けた議論を行う。

TAC魚種拡大の進捗状況

香川県関係系群

	資源評価結果	検討部会	ステークホルダー会合	水産政策審議会	TAC管理
ヒラメ瀬戸内海系群	R3.12月 公表	R4.2月 開催	未定	未定	未定
マダイ瀬戸内海中・ 西部系群	R3.12月 公表	R4.4月 開催	未定	未定	未定
カタクチイワシ瀬戸内海 系群	R4.9月 公表	R4.11月 開催	第1回：R5.5月 第2回：R5.12月 第3回：R6.5月	R6.11月	R7.1月～
イカナゴ瀬戸内海東部	R4.12月 公表	R5.5月 開催	未定	未定	未定
マダイ瀬戸内海東部系群	R4.12月 公表	R5.6月 開催	未定	未定	未定
サワラ瀬戸内海系群	R4.12月 公表	R5.6月 開催	未定	未定	未定
トラフグ日本海・ 東シナ海・瀬戸内海系群	R4.12月 公表	R5.7月 開催	未定	未定	未定
ブリ	R4.1月 公表	R4.7月 開催	第1回：R5.10月 第2回：R6.3月	R7.2月頃	R7.4月～

(参考) 本県のTAC管理魚種 (R6.11現在)

特定水産資源	知事管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）	0.1トン
くろまぐろ（大型魚）	1.0トン
まあじ	現行水準※
まいわし太平洋系群	現行水準※
まさば及びごまさば太平洋系群	現行水準※

※現行水準：比較的漁獲量が少ないため、数量は明示せず、過去の漁獲量に基づき目安として示された数量を漁獲努力量（出漁日数など）を現状以下に抑えることにより管理する。

漁業者への周知・意見交換の状況

○全体的な説明

- ・R4.7.12～13 国による資源管理に関する県内漁業者への説明会を開催
- ・各地区漁業者検討会、漁業種類別協議会等の場で説明

○かたくちいわし瀬戸内海系群の第1回SH会合（R5.5.30）に向けた説明と意見聴取

- ・R5.4.20 伊吹漁協パッチ網業者等 17名
- ・R5.4.20 三豊市漁協パッチ網業者等 2名
- ・R5.4.27 庵治漁協込網業者等 5名
- ・R5.4.26 高松地区込網業者等 約7名
- ・R5.4.28 中讃地区込網業者等 4名
- ・R5.5.8 内海漁協動力付地びき網業者等 3名
- ・R5.5.16 東讃地区パッチ網業者、大型定置網業者等 7名
- ・R5.5.16 伊吹・三豊市漁協パッチ網業者等 7名

○かたくちいわし瀬戸内海系群の第2回SH会合（R5.12.15）に向けた説明会・意見交換

- ・R5.11.8 水産庁職員 4名 伊吹・三豊市漁協パッチ網業者等 17名

○かたくちいわし瀬戸内海系群の第3回SH会合（R6.5.28）に向けた説明会・意見交換

- ・R6.4.12 伊吹・三豊市漁協パッチ網業者等 17名
- ・R6.5.8 水産庁職員 4名、伊吹・三豊市漁協パッチ網業者等 15名

○令和7管理年度TAC(漁獲可能量)設定に関する意見交換会(かたくちいわし瀬戸内海系群)（R6.10.17）に向けた説明会・意見交換

- ・R6.10.8 伊吹漁協パッチ網業者等 17名

香川県資源管理方針 別紙2-4

第1 水産資源

かたくちいわし瀬戸内海系群

第2 資源管理の方向性

当面の間、国が行う資源評価における資源量（319,000t 付近）を維持することを資源管理の方向性とする。なお、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

全漁業者に香川県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をするものによる法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。さらに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし

第1 水産資源

しらす香川県海域（主に香川県海域で漁獲されるかたくちいわししらすのことをいう。）

第2 資源管理の方向性

いわし機船船びき網漁業の年間平均 CPUE（単位努力量あたりの漁獲量）が、令和元～3 年の平均水準（播磨灘：1.0t/隻日）以上になることを目指す。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

全漁業者に香川県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をするものによる法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。さらに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし

全国海区漁業調整委員会連合会 西日本ブロック

【令和7年度 国への要望事項】

継続要望

I 海区漁業調整委員会制度について

海区漁業調整委員会は、漁業の民主化を図る一翼として、漁業者・漁業従事者委員を主体として、漁業権の免許、沿岸漁業の調整や資源管理に至るまで、幅広く歴史的にその役割を担うとともに、その十分な運用により、漁業制度の円滑な運営を確保してまいりました。

改正漁業法施行後も、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させる目的達成のために、海区漁業調整委員会に求められる役割はさらに重要性を増すところとなっています。引き続き国、都道府県、漁協等と連携し、漁業調整機構として海区漁業調整委員会に求められる役割を、十分に果たしていかなければなりません。

また、海区漁業調整委員会が高度化・多様化する諸問題に対して、確実に対処していくためには、多くの議論が必要であり、安定した財政基盤の裏づけが必須です。

つきましては、海区漁業調整委員会制度に関する事項について、次のとおり要望いたします。

1 海区漁業調整委員会制度の堅持

海区漁業調整委員会制度を堅持するとともに、委員会は漁業者及び漁業従事者が主体となって漁業調整等を行う組織である位置づけを堅持すること。

2 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保

漁業法改正に伴い、資源管理や漁業許可、漁業権に関する知事からの諮詢等、海区漁業調整委員会の役割が増加していることを踏まえ、今後も漁業調整機構として適切な運営が確保されるよう、更なる予算措置により安定した財政基盤が確保されるよう措置すること。

3 新たな漁業関係法令の改正について

海区漁業調整委員会の役割を十分果たし、地域漁業の発展に寄与するため、国は海区漁業調整委員会や地方自治体、漁業関係者に対し、必要な情報の提供を行うとともに適切な指導・助言を行うこと。

4 海区漁業調整委員の資質向上について

海区漁業調整委員会は、強力な権限・機能を有しており、諮問機関、建議機関であるばかりでなく、自ら裁定、指示、認定などを行う決定機関である。漁業調整や資源管理をはじめとして広範な事案について公平公正な審議を行うためには、海区漁業調整委員の専門的、技術的知識が必要であることから、委員の資質向上を図る研修機会を設けること。

継続要望

II 沿岸漁場の秩序維持について

密漁は、水産資源に悪影響を及ぼし、健全な漁業経営を阻害するばかりでなく、漁業者が真摯に取り組む種苗放流や資源管理に対する意欲をも減退させ、水産基本法の基本理念の一つである「持続的な利用を確保するための水産資源の適切な保存、管理及び増殖等の推進」の根幹を搖るがす問題となっています。

改正漁業法及び水産流通適正化法により罰則が大幅に強化されましたが、依然として密漁は巧妙化しており検挙が難しくなっていることから、一層の取締りの強化や罰則の厳格な適用などの対応が必要とされています。

一方で、取締りの強化にもかかわらず密漁が後を絶たないことから、生産者と流通団体が更なる連携を図り、市場等から密漁品を積極的に排除するようなより高い意識を持つことと、「密漁もの」の流通に対する監視体制を強化することが必要です。

つきましては、沿岸漁場の漁業秩序を維持し、水産資源に悪影響を及ぼしている密漁を防止するため、次の措置を講じられるよう要望いたします。

1 違法操業の取締強化等

- ①組織化及び広域化する密漁全般に対処するため、定期的な連絡会議の開催や都道府県との情報交換などにより、海上保安庁及び水産庁を核とした取締り体制の一層の強化を図り、警察庁とも引き続き協力・連携体制

を維持しつつ、実効性のある組織横断的な取締りを実施すること。

- ②漁業監督吏員の資質向上のための訓練・研修等を拡充すること。
- ③漁業者が実施する密漁パトロールに伴う費用や、密漁防止看板の設置等啓発にかかる費用等に対し、総合的な支援策を図ること。

2 「密漁もの」の流通防止

- ①市場関係者や小売店などの流通業界に対し、「密漁もの」を主体的に排除するよう指導・啓発活動を強化すること。
- ②違法漁獲物の流通に対する監視体制を強化すること。
- ③水産流通適正化法について、漁業者及び流通関係者へ制度をわかりやすく周知するとともに、電子システムの導入支援により、現場の負担を軽減するための措置を講じること。
- ④シラスウナギについては県域を越えて広く流通されていることから、水産流通適正化法の適用開始に向けて、国主導による流通の透明化を推進すること。

継続要望

III 太平洋クロマグロの資源管理について

太平洋クロマグロについては、国際会議の取り決めに基づいて、厳格な漁獲可能量管理が行われています。

漁業者は、クロマグロの資源管理の重要性を理解して漁獲管理を実践しているものの、沿岸域への来遊量が増加する中、突発的な漁獲が生じたり、これまで来遊がまれであった海域で漁獲されるなど、さまざまな課題等が発生し、混乱が生じています。クロマグロの年間漁獲量及び金額が、全体の数パーセントとごく僅かしかない定置網や延縄漁業等において漁獲抑制のため、網起しの回数を減らすなどの休漁や放流作業等の実施、場合によっては操業を中止せざるを得ない状況となっており、漁業者の経営の悪化、産地魚市場への水揚げ減少、これに伴う地域水産加工業者への原魚供給の減少など、関連産業を含む地域経済への影響も懸念されています。

また、遊漁者については、大型魚採捕の報告を徹底、迅速化し、実態を適確に把握した上で、国全体の資源管理に影響が及ばないよう強く指導していく必要があります。

つきましては、漁業者が将来にわたりクロマグロ資源を持続的に利用し、漁業経営の維持・安定が図られるよう、次の事項について要望いたします。

1 クロマグロ資源の適正利用

①資源評価結果に基づく漁獲枠の増枠の実現

ア 日本の漁獲枠の増枠

太平洋クロマグロの資源は順調に回復していることから、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）等国際会議で議論をリードし、漁獲枠の拡大が早期に実現するよう引き続き強く働きかけること。

イ 資源評価結果を反映した増枠の実現

最新の情報を漁獲枠に迅速に反映させるため、資源評価を毎年実施し、国際委員会において、直近のデータに基づく資源評価結果を反映した漁獲枠の増枠を次期管理期間で実現するとともに、漁獲枠未利用分の繰越上限を堅持すること。

②漁獲枠の公平な配分と留保枠の有効活用

ア 沿岸漁業に配慮した配分

国内の漁獲枠配分に当たっては、魚種の選択性が低く、零細な漁業者が多い沿岸漁業の操業特性に配慮した配分とし、規制の方法については、沿岸漁業者が過大な犠牲を強いられることにならないよう慎重に対応し、知事管理区分への配分枠を増やすこと。

イ 来遊量や漁獲状況を反映した公平な見直し

資源量の増加とともに沿岸域への来遊量が増えている近年の来遊状況の変化にも配慮し、また、今以上に大臣許可漁業と沿岸漁業の操業特性や漁獲管理の難易度等に配慮し、漁業種類や地域間で不公平が生じることがないよう見直すこと。

ウ 定置網の突発的な入網への対応

定置網漁業の不規則な漁獲特性に配慮し、突発的な入網や混獲による積み上がりへ柔軟に対応できるよう、留保枠の有効活用や全国枠の確保などの仕組みを確立すること。

エ 枠の融通と留保枠の有効活用

国の留保枠については、これまでと同様、沿岸漁業に配慮した柔軟な配分をお願いする。加えて、国の留保枠が最大限活用できる仕組みの確立や県の漁獲枠を裁量で管理できるよう、次期切替時に合せて検討すること。

国内全体で漁獲枠を遵守するため、国において漁獲枠の配分の考え方

を見直す際には過去の漁獲実績だけで算定するのではなく、漁獲制限による漁業経営への影響の大きさ、負担の度合い、資源に与える影響の度合いも考慮し、都道府県間の漁獲量の融通について不公平が生じることがないよう管理期間の見直しも検討すること。

③沿岸くろまぐろ漁業等のあり方について

- ア 広域漁業調整委員会の承認制による沿岸くろまぐろ漁業について、承認制に係る事務取扱要領で認める都道府県や広域漁業調整委員会をまたぐ承継承認（廃止見合新規）のあり方や承認の条件、運用の仕方等について見直すこと。
- イ 大臣届出漁業である「沿岸まぐろはえ縄漁業」者のうち、明らかに他県の管轄に属する海域で操業するものについては、船籍県の管理が及ばないため、知事許可や海区漁業調整委員会指示に基づき操業するものを除き、遊漁と同様に国によって管理すること。

2 定置網等における管理手法の確立および支援措置

①漁業種類ごとの特性に配慮した資源管理

- ア 定置網等
 - 定置網における漁獲制限の具体的調整案をはじめ漁業種類ごとの特性に配慮した具体的な管理手法を示すこと。
規制の方法については、沿岸漁業者が過大な犠牲を強いられることにならないよう慎重に対応すること。
- イ 大中型まき網漁業
 - 産卵量を安定して確保するために、大中型まき網漁業による産卵期や産卵場における操業を制限するなどの対策を強化すること。
- ウ 大臣許可漁業
 - 資源管理の推進にあたっては、沿岸漁業者が将来の漁業経営に不安を抱かないよう、十分な説明を尽くすこと。
大臣許可漁業に対し、IQによる資源管理の遵守とともに、一部大臣許可漁業の地先海面への新規参入により、漁場利用の混乱等が発生していることを踏まえ、漁場利用などの地元ルールを尊重するよう強く指導すること。

②混獲回避及び適切な数量管理

- ア 混獲回避及び再放流技術開発
 - 定置網の特性に応じた資源管理型の選択性の高い漁具の開発、再放流

の手法開発など実用的な技術を早急に確立し、技術普及が促進されるよう、導入支援を実施すること。

また、まぐろはえ縄や一本釣り漁業についても同様に漁具改良の支援を行うこと。

イ 適切な数量管理

数量管理を適切に実行するに当たり、放流した個体がへい死した場合、クロマグロの資源管理の取組について海上保安部と情報共有し理解を得ること。

沖合底びき網に死んだクロマグロが入網するような事例を根絶するため、監視体制を強化すること。

③混獲回避、減収に対する支援制度

ア クロマグロ混獲回避の取組支援

混獲回避用の機器等の導入支援や、放流活動への支援に係る事業を拡充し、支援条件の緩和及び導入できる機器の対象範囲の拡大を図ること。混獲回避が可能な漁法への転換に必要な技術習得支援など、経営安定対策のさらなる充実を図ること。

イ 混獲回避型休漁支援

混獲回避のための休漁支援においては、十分な予算を確保するとともに、各地域の実情に応じた支援がなされるよう発動条件を緩和すること。

ウ 漁業収入安定対策事業の拡大

資源管理の取組による減収に対応した直接補填などの支援制度を講じ、漁業者が安心して経営の継続ができるよう、支援措置を継続実施すること。

エ 迅速な支払い

上記事業の助成金については、漁業者の資金繰りに支障を来さないよう、迅速な支払いを行うこと。

オ 産地魚市場や水産加工業者等への対策

産地魚市場や水産加工業者等については、水揚げ減少による経営悪化に対する支援制度が整備されていないため、地域経済への影響を考慮した対策を講じること。

カ いか釣り漁具被害対策

クロマグロの大量来遊により、イカの漁場形成が阻害されて漁獲が減少する操業被害や、いか釣り漁具が切られる漁具被害が生じているため、イカ水揚額の減少に対する補填や新たな漁具の購入への支援などの

対策を講じること。

④漁獲状況を把握するシステム構築

漁獲報告について現場での事務負担の軽減を図るため、漁獲状況がリアルタイムで把握できるシステムを早急に構築すること。

3 遊漁者等の操業自粛措置

ア 周知指導

広域漁業調整委員会指示に基づく遊漁者及び遊漁船業者への採捕規制の実行性を高めるため、資源管理制度について広く周知し、国が広域的かつ関係省庁の横断的な連携により監視活動を強化し、採捕自粛や停止を強く指導し、違反者への取締を強化すること。

イ 採捕報告

遊漁者等からの迅速、確実かつ漏れのない採捕報告体制を確立するため、報告システムの構築と法体系を整理すること。

ウ 遊漁制度

クロマグロ遊漁はライセンス制とし、国が適切な管理を行うこと。

継続要望

IV 漁業法改正後の制度運用について

改正漁業法では、TAC魚種の拡大など新たな資源管理措置が図られ、これらの管理手法については、科学的根拠に基づく精度の高い資源評価が必要となります。また対象魚種の中には、すでに漁業者が厳しい自主管理に取り組んでいる魚種も含まれ、漁業者はこうした漁業現場の実情が配慮されず、十分な説明もないまま漁獲量管理が導入されることによる減収への不安を抱いています。

また、新たな制度の運用にあたり、事務の円滑化や漁獲報告の負担軽減が求められております。

つきましては、漁業法改正後の制度運用について、次のとおり要望いたします。

1 改正漁業法施行後の事務の円滑化

①事務の円滑化

改正漁業法の施行後、沿岸各地において漁業者や漁協等に事務上の混乱が生じていることから、「水産資源の適切な管理」や「漁業秩序の確立」等を推進するため、改めて、国、都道府県及び関係漁業者等の円滑な合意形成に向けた積極的な調整を行うこと。

新たな制度の円滑な運用に当たっては、改正により生じた地域の課題に対して柔軟に対応できるよう、国は適切に指導・助言を行うこと。

②申請、報告システムの構築

システムの構築と運営について、現場の負担を軽減するための技術的・予算的支援を十分に行うこと。特に許可漁業に係る「資源管理の状況等の報告」の円滑な報告体制の構築については、令和7年度以降も漁獲情報デジタル化推進事業を継続するための必要な予算を確保し、漁獲情報のデジタル化の推進を支援すること。

2 新たな資源管理措置等

①自主的な資源管理の評価

新たな資源管理の検討に当たっては、TACのみを前提とすることなく、漁業者が実施している自主的な資源管理の妥当性や効果を的確に評価した上で、当該管理手法が十分効果を発揮している魚種については、漁獲量管理に固執せず、自主的な資源管理で対応するよう配慮すること。

また、ロードマップ等に示されているスケジュールにこだわらず、精度の高い資源評価や生態解明、資源量・再生産の分析・評価を行うこと。資源量推定のための十分な情報と精度が得られていない魚種や、数量管理が困難又は適さないと判断される魚種については、数量管理を行わないこと。

②TAC対象魚種追加の慎重な議論

TAC対象魚種の追加は、漁業者に大きな影響を与えることが懸念されることから、漁業者の意見を十分に聴き、種々の課題に対する具体的な解決策を示しながら、関係者の理解を得た上で、資源状況、漁業実態、経済価値のみならず対象魚種の放流技術開発状況や休漁補償等の影響緩和策と併せて慎重に議論すること。

また、数量管理が困難もしくは適さないと判断される魚種をTAC対象とすることへの漁業者等の疑問・疑念を真摯に受け止め、丁寧に議論し、漁業者の十分な理解を得た上で慎重に進めること。

③漁業経営に配慮した漁獲管理

複数魚種を同時に漁獲する漁法では、魚種ごとに漁獲管理の必要性を十分に検討し、例えば数量管理の対象は主要魚種に限定し、混獲魚種の漁獲

の積み上がりにより主要魚種の操業に制限がかからないようにするなど、漁業実態に適した管理手法を示すこと。

資源管理の強化に当たっては、中小零細な沿岸漁業者の経営に十分配慮するとともに、やむを得ず減収等が生じた場合は、経営を維持するために十分な対策を講じること。

④地域産業の成長対策の具体化

漁獲量の規制は漁業機会の減少が伴うため、新規参入者や若手漁業者の確保につながり、水産加工業や観光業を含めた地域全体の産業を守る成長対策を具体化すること。

⑤正確な漁獲量を把握する仕組み

TAC魚種が漁協共販などの既存の管理体制を通さない場合でも、漁獲→水揚→流通→消費の経路の監視により、正確な漁獲量を把握し、漁獲報告に遺漏がない仕組みを整えること。

⑥定置網等の特性に応じた数量管理技術開発

定置網漁業の特性に応じた資源管理型の選択性の高い漁具や、混獲される稚仔魚や小型魚を極力削減する技術について、国を中心に開発するとともに、新技术開発後は、普及が促進されるよう、適切な支援策を設けること。

継続要望

V 海洋性レジャーとの調整等について

海面は、漁業と同時に遊漁や遊泳、ダイビングなど様々なレジャーでも利用されていますが、特に遊漁船やプレジャーボート等の船舶を使用した遊漁は、漁場への集中による操業の支障、漁具や養殖資材の破損、さらには資源管理に対する悪影響が懸念されることから、漁業制度や遊漁マナーの啓発、遊漁者の資源利用実態把握と資源管理を行わせる体制整備が求められています。

プレジャーボート等には運行に係る安全性の確保及び漁具への被害の防止が必要であり、利用者に対する保険加入の義務付け、物損被害への補償の充実や、利用者の把握のための組織化が必要です。

操縦免許・船舶検査が不要なミニボート（登録長3m未満、出力1.5kW未満、プロペラによる身体障害防止機構あり）は、耐航性や他船からの視認

性が低いという特性を認識しないまま沖合への出航や夜間航行、船舶の輻輳する港の周辺での遊漁などを行っており、ミニボートによる海難事故が発生していることから、規制強化も含めた法改正を視野に入れた効果的な対策を講じる必要があります。

一方、機動性の高いプレジャーボートや水上オートバイ等については、急回転等の危険走行、港内での遊走、漁船や養殖施設への接近等、マナーの悪い利用者が増えており、無謀な操船で海難事故が頻発しているところです。

つきましては、漁業と海洋性レジャーとの適切な調整を図るため、次の事項について要望いたします。

1 遊漁と漁業の調整

① 遊漁マナーと漁業の基本的考え方に関する積極的な広報等の実施

ア 地域における円滑な漁場の利用調整を支援し、密漁や操業トラブルの未然防止を図るため、遊漁マナーと漁業制度の基本的な考え方当事者だけでなく社会的コンセンサスとして国民に広く認知されるよう、漁業関係団体に加え、日釣振や全釣協、日本スポーツフィッシング協会などの全国レベルの遊漁団体と協力してイベントの実施やマスメディア等の媒体も活用した積極的な広報等の施策を講じること。

イ 遊漁者による釣果物やゴミの投棄等に対する罰則の強化やガイドラインの策定などの環境保全対策を講じるとともに、漁業者や地元住民とのトラブルを防止するための枠組みを構築すること。

ウ より手軽に、情報を発信出来る仕組み作りとして、その場でスマホをかざせば海辺の利用に関するマナー（遊漁ルール、駐車場、ごみ集積所等）についての案内が出るようなアプリ開発と普及を、国が中心となって実施すること。

② スピアフィッシングに対する規制強化

漁船や小型船舶の航行安全及びスピアフィッシング爱好者の生命の安全確保の観点から、スピアフィッシングの実態把握や組織化を推進するとともに、スピアフィッシング利用者に対し、衝突事故防止のための目印となる標識等の設置を義務付け、安全教育や業界への指導・普及啓発

を強化すること。

③ 遊漁者の資源利用の実態把握

国の責任において、遊漁船業者やプレジャーボート等を利用する遊漁者による採捕の実態把握を早急に進めるとともに、漁業者の主要な漁獲対象である魚種について、法整備等により釣獲実績報告を義務化させ、資源利用の実態を把握し、資源評価に活用するなど適確に管理する制度を創設すること。

④ 遊漁者に資源管理を行わせる体制整備

漁業と遊漁の問題は、漁業調整規則と海区漁業調整委員会指示で対処できる採捕行為の問題にとどまらず、資源管理及び沿岸漁場の秩序維持全般に多大な影響を及ぼしている。

漁業者に対する操業規制との公平性を担保する観点から、遊漁者や遊漁船業者の組織化及び遊漁者等に資源管理を行わせるための法制度や体制の整備を進め、全国的な資源管理のルール導入を図ること。

都道府県域を超えて活動する遊漁の特性を踏まえ、国が主体となって遊漁の組織化を推進するとともに、将来的に全国一律の制度化を検討すること。

2 プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止

① プレジャーボート利用者に対する賠償責任保険加入義務化

プレジャーボートの事故発生率は自動車より高いことから、プレジャーボート利用者に対し、漁業被害を想定した賠償責任保険への加入を義務化すること。また、法制化に当たっては、漁業被害を想定し、対人のみならず、休漁、漁具等の物損被害の補償を充実させること。

さらに、義務化できるまでの間、任意保険加入率向上に係る施策を強化すること。

② 利用者の組織化によるマナーの周知徹底

法令や規則、マナーの周知徹底を図るため、プレジャーボート利用者の把握や組織化を推進し、漁業の妨げにならない実効性のある対策を実施すること。

また、無謀な操船で海難事故が頻発している水上オートバイについても、免許取得後、法令や規則、マナーの周知徹底を図るため、継続的に

研修を受講させること。利用者の把握や組織化を推進し、漁業の妨げにならない実効性のある対策を実施すること。

3 ミニボート等による危険行為の防止

① 安全航行のための制度改正と反射板等装置の必置

海面利用者相互の安全を確保するため、海面における夜間航行の禁止、航行区域（距離）の制限、年齢制限、安全装置の義務化などの制度改正に取り組むとともに安全航行や漁船との衝突事故防止のため目印となる旗やレーダー反射板を掲げることやポールを立てる装置等の設置を義務化すること。

安全対策上の制度創設等に当たっては、国土交通省、水産庁等関係機関が今後とも、より一層協力しながら行うこと。

② 安全講習の義務化と円滑な救難活動のための所有者把握

ミニボート等（S U P を含む）を販売する際に、「操縦や安全性についての講習受講」を義務付けるとともに、インターネット購買者も含めた販売条件とするよう、ボート製造・販売業界を強く指導するとともに、円滑な救難活動を行うために購入者の氏名や連絡先の情報を把握できる実効性のある方策を、早急に検討すること。

海難事故に伴うボートの漂流などがあった場合、利用者が不明のため、救難活動等に支障を及ぼす恐れがあることから、円滑な救難活動のためにも、登録制度や組織化、検査制度など実効性のある対策を実施すること。

③ ミニボートの保険加入義務化とゴムボートの保険対象化

ミニボート利用者に保険加入を義務付けること。法制化に当たっては、漁業被害を想定し、対人のみならず、休漁、漁具等の物損被害の補償を充実させること。

賠償責任保険の強制加入が法制化されるまでは、任意保険への加入促進のため、より実効性のある取組みを強力に推進すること。

日本漁船保険組合のプレジャーボート責任保険の保険対象外である、船底がF R P 成型されていない推進器付きゴムボートも加入対象とし、ミニボートの過失による漁業損失や遭難救助費用を補償する制度を創設するとともに、保険加入率の向上、義務化について検討すること。

香川県漁業調整規則第54条及び55条の条文中で海面に関する条文について

(適格性の喪失等による許可等の取消し等)

- 第22条** 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が第9条第1項第2号又は第10条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を取り消さなければならない。
- 2 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が漁業に関する法令の規定に違反したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。
 - 3 知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
 - 4 第1項又は第2項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(漁業調整等の必要による許可等の取消し等)

- 第23条** 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるとときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。
- 2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(許可証の備付け等の義務)

- 第25条** 許可を受けた者は、当該許可に係る漁業を操業するときは、許可証を当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者（船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者をいう。以下同じ。）に携帯させなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁業を操業するときは、知事がその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを、当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者に携帯させれば足りる。
 - 3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。

(保護水面における採捕の制限)

第34条 何人も、次の表に掲げる保護水面（水産資源保護法第18条第1項の規定によって指定されたものをいう。）の区域において、水産動植物を採捕してはならない。

保 譲 水 面 の 区 域
(観音寺市伊吹町西部海域)
1 観音寺市伊吹町字真浦上1769番に管理者が建設した標柱の位置（甲点）と甲点より270度（真方位による。以下同じ。）390メートルの点（乙点）を結ぶ直線
2 乙点と同町字西ノ内1764番に管理者が建設した標柱の位置（丙点）より266度450メートルの点（丁点）を結ぶ直線
3 丁点と丙点を結ぶ直線
上記の1、2及び3の3直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域
(三豊市詫間町栗島北部海域)
1 三豊市詫間町栗島字阿島2649番1地先船隠港防波堤基部に管理者が建設した標柱の位置（甲点）と甲点より63度640メートルの点（乙点）を結ぶ直線
2 乙点と同町栗島字馬城525番2地先に管理者が建設した標柱の位置（丙点）より353度850メートルの点（丁点）を結ぶ直線
3 丁点と丙点を結ぶ直線
上記の1、2及び3の3直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域
(坂出市王越町乃生北部海域)
1 坂出市王越町乃生字大越4040番1に管理者が建設した標柱の位置（甲点）と同町乃生字飛地1779番29地先に管理者が建設した標柱の位置（乙点）より84度30分110メートルの点（丙点）を結ぶ直線
2 丙点と乙点より2度50分365メートルの点（丁点）を結ぶ直線
3 丁点と同町乃生字大越3978番に管理者が建設した標柱の位置（戊点）より0度440メートルの点（己点）を結ぶ直線
4 己点と戊点を結ぶ直線
上記の1、2、3及び4の4直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域

(水産資源を保護培養している海域における採捕の制限)

第35条 何人も、次の表に掲げる禁止区域内においては、水産動植物を採捕してはならない。

禁 止 区 域
(観音寺市伊吹町股島東部海域)
1 観音寺市伊吹町股島護岸北端に知事が建設した標柱の位置（甲点）より同市伊吹島北端（乙点）見通線上70メートルの点（丙点）と甲点より乙点見通線上270メートルの点（丁点）を結ぶ直線
2 丁点と同町小股大剣岩高頂（戊点）より乙点見通線上270メートルの点（己点）を結ぶ直線
3 己点と戊点より乙点見通線上70メートルの点（庚点）を結ぶ直線
4 庚点と丙点を結ぶ直線
上記の1、2、3及び4の4直線によって囲まれた海域
(香川郡直島町向島西部海域)
1 香川郡直島町直島港向島2号水門南端（甲点）と甲点より290度147メートルの点に知事が建設した標柱の位置（乙点）を結ぶ直線
2 乙点と、乙点より同町家島西端見通線と同町2936番地に隣接する無番地に知事が建設した標柱の位置（丙点）より同町直島港塩田護岸北西端見通線との交差点（丁点）を結ぶ直線
3 丁点と丙点を結ぶ直線
上記の1、2及び3の3直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域

(漁具漁法の制限及び禁止)

第36条 何人も、水中に電流を通じてする漁法により水産動物を採捕してはならない。

- 2 何人も、海面において次に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕してはならない。
- (1) 火光を利用してする漁法（中型まき網漁業及び小型まき網漁業のうちいわし巾着網漁業、敷網漁業、点火いさり漁業並びにうなぎ稚魚漁業を除く。）
 - (2) 水中発射装置を有するもり及びやす
 - (3) 船舶を固定し、動力によって生じる水流を利用して海底の土砂を掘り起こす方法を用いてする漁法
 - (4) めばるこぎ網
 - (5) そろばんこぎ網
- 3 何人も、内水面において次に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕してはならない。
- (1) まきえを使用してする漁法
 - (2) 建網

第37条 何人も、次に掲げる水産植物を、5月1日から8月31日までの間、漁船を使用して採捕してはならない。ただし、第1種共同漁業を内容とする漁業権に係る組合員行使権に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

- (1) いばらのり
- (2) かぎいばらのり
- (3) おごのり
- (4) えごのり
- (5) いぎす

(禁止区域等)

第38条 何人も、次の表の左欄に掲げる海域においては、同表の右欄に掲げる小型機船底びき網漁業を操業してはならない。ただし、第1種共同漁業若しくは第3種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る組合員行使権に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

海 域	小型機船底びき網漁業
(香川、徳島県境から高松市庵治町御殿鼻までの海域) 1 東かがわ市一子島頂より同市松島北端を経て徳島県鳴門市北灘陸岸に至る直線 2 東かがわ市一子島頂とさぬき市小田馬ヶ鼻を結ぶ直線 3 同馬ヶ鼻と同市鴨庄大串崎を結ぶ直線 4 同大串崎と、同大串崎より高松市庵治町竹居鼻見通線と同町平谷鼻より同市カナワ岩灯台見通線との交差点を結ぶ直線 5 同交差点と、同市庵治町平谷鼻より同市カナワ岩灯台見通線と同市高島北端より同市庵治町竹居鼻見通線との交差点(甲点)を結ぶ直線 6 甲点と同竹居鼻を結ぶ直線 7 同竹居鼻と同市庵治町江ノ浜の鼻を結ぶ直線 8 同江ノ浜の鼻と同市庵治町御殿鼻を結ぶ直線 上記の1、2、3、4、5、6、7及び8の8直線と陸岸によって囲まれた海域のうち香川県海域	小型機船底びき網漁業 (なまここぎ網漁業及び打瀬網漁業を除く。)
(屋島湾及び高松市庵治町北部諸島周辺海域) 1 高松市庵治町御殿鼻と同市大島東南端を結ぶ直線 2 同大島東南端と同市鎧島東南端を結ぶ直線 3 同鎧島東南端と同市兜島東南端を結ぶ直線 4 同市兜島北端と同市大島アナクチ鼻を結ぶ直線 5 同アナクチ鼻と同市矢竹島頂を結ぶ直線	小型機船底びき網漁業 (なまここぎ網漁業及び打瀬網漁業を除く。)

<p>6 同矢竹島頂と同市大島アバギノ鼻を結ぶ直線 7 同アバギノ鼻と同市屋島西町長崎鼻を結ぶ直線 上記の1、2、3、4、5、6及び7の7直線と陸岸とによって囲まれた海域</p>	
<p>(小豆郡周辺海域)</p> <p>1 小豆郡土庄町豊島仮崎と、同仮崎より香川郡直島町向島東北端見通線と同町柏島立烏帽子鼻より小豆郡土庄町豊島ウシロトビ崎見通線との交差点を結ぶ直線 2 同交差点と、香川郡直島町柏島立烏帽子鼻より小豆郡土庄町豊島ウシロトビ崎見通延長線と香川郡直島町井島団子山頂より小豆郡土庄町葛島北西端見通線との交差点（甲点）を結ぶ直線 3 甲点と、香川郡直島町井島団子山頂より小豆郡土庄町葛島北西端見通線と同町豊島宮崎より岡山県瀬戸内市前島西端見通線との交差点（乙点）を結ぶ直線 4 乙点と、小豆郡土庄町豊島宮崎より岡山県瀬戸内市前島西端見通線と同県玉野市井島北端より兵庫県姫路市松島頂見通線との交差点（丙点）を結ぶ直線 5 丙点と、岡山県玉野市井島北端より兵庫県姫路市松島頂見通線と同県赤穂市御前岩灯台より東かがわ市一子島頂見通線との交差点（丁点）を結ぶ直線 6 丁点と、兵庫県赤穂市御前岩灯台より東かがわ市一子島頂見通線と高松市大島北端部高頂より小豆郡小豆島町地蔵崎（三都）見通延長線との交差点（戊点）を結ぶ直線 7 戊点と同地蔵崎（三都）を結ぶ直線 8 同町崩鼻と同町長者ヶ鼻を結ぶ直線 9 同長者ヶ鼻と同郡土庄町黒崎（千軒）を結ぶ直線 10 同黒崎（千軒）と同町豊島仮崎を結ぶ直線 上記の1、2、3、4、5、6、7、8、9及び10の10直線と陸岸とによって囲まれた海域</p>	<p>小型機船底びき網漁業（いか磯間びき網漁業、なまここぎ網漁業及び打瀬網漁業を除く。）</p>
<p>(高松市屋島西町長崎鼻から坂出市王越町大崎の鼻までの海域)</p> <p>1 高松市屋島西町長崎鼻と、同市大島アバギノ鼻より同市屋島西町長崎鼻見通延長線と同市屋島東町屋島山頂屋島寺より同市生島町串山頂見通線との交差点を結ぶ直線 2 同交差点と、同市屋島東町屋島山頂屋島寺より同市生島町串山頂見通線と坂出市王越町大崎の鼻より高松市神在川窪町神在鼻見通延長線との交差点（甲点）を結ぶ直線 3 甲点と坂出市王越町大崎の鼻を結ぶ直線 上記の1、2及び3の3直線と陸岸とによって囲まれた海域</p>	<p>小型機船底びき網漁業（打瀬網漁業を除く。）</p>

(坂出市王越町大崎の鼻から同町乃生崎までの海域)	すべての小型機船 底びき網漁業
1 坂出市王越町大崎の鼻と同町宮の鼻を結ぶ直線 2 同宮の鼻と同町乃生崎を結ぶ直線 上記の1及び2の2直線と陸岸とによって囲まれた海域	
(坂出市王越町乃生崎から三豊市詫間町高谷鼻までの海域)	小型機船底びき網 漁業(なまここぎ 網漁業及び打瀬網 漁業を除く。)
1 坂出市王越町乃生崎西端と、同乃生崎西端より同市川津町金 山頂見通線と同市大屋富町松浦塩田北西角より丸亀市上真島頂 見通線との交差点を結ぶ直線 2 同交差点と同市上真島頂を結ぶ直線 3 同上真島頂と同市下真島頂を結ぶ直線 4 同下真島頂と仲多度郡多度津町亀笠島頂を結ぶ直線 5 同亀笠島頂と三豊市詫間町高谷鼻を結ぶ直線 上記の1、2、3、4及び5の5直線と陸岸とによって囲まれ た海域	
(高松市女木島東側海域)	小型機船底びき網 漁業(打瀬網漁業 を除く。)
1 高松市女木島北端と、同女木島北端より同市大島アナクチ鼻 見通線と小豆郡土庄町戸形崎より高松市西宝町石清尾山頂見通 線との交差点を結ぶ直線 2 同交差点と、小豆郡土庄町戸形崎より高松市西宝町石清尾山 頂見通線と同市屋島西町長崎鼻より同市女木島帆槌鼻見通線と の交差点(甲点)を結ぶ直線 3 甲点と同市女木島帆槌鼻を結ぶ直線 上記の1、2及び3の3直線と陸岸とによって囲まれた海域	
(高松市女木島西側海域)	すべての小型機船 底びき網漁業
1 高松市女木島帆槌鼻と、同帆槌鼻より香川郡直島町荒神島西 南端見通線と高松市女木島中央高頂より同市小槌島頂見通線と の交差点を結ぶ直線 2 同交差点と同市女木島中央高頂を結ぶ直線 上記の1及び2の2直線と陸岸とによって囲まれた海域	
(高松市男木島周辺海域)	小型機船底びき網 漁業(打瀬網漁業 を除く。)
1 高松市男木島灯台と、同男木島灯台より同市兜島鎧崎見通線 と小豆郡土庄町豊島仏崎より高松市女木島東端見通線との交差 点を結ぶ直線 2 同交差点と、小豆郡土庄町豊島仏崎より高松市女木島東端と 同市男木島南端より同市小槌島頂見通延長線との交差点(甲点) を結ぶ直線 3 甲点と、同市男木島南端より同市小槌島頂見通線と同市生島 町紅峰より同市男木島灯台見通線との交差点(乙点)を結ぶ直	

<p>線</p> <p>4 乙点と同男木島灯台を結ぶ直線</p> <p>上記の1、2、3及び4の4直線と陸岸とによって囲まれた海域</p> <p>(香川郡直島町直島東側海域)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 香川郡直島町揚島北端と同町直島地蔵山頂を結ぶ直線 2 同町揚島北端と同町柏島鶴の糞鼻を結ぶ直線 3 同町柏島立鳥帽子鼻と同町尾高島西北端を結ぶ直線 4 同尾高島西北端と同町向島荒ケ鼻を結ぶ直線 5 同荒ケ鼻と同町家島東北端を結ぶ直線 6 同家島東北端と同町家島北端を結ぶ直線 7 同家島北端と同町局島南端を結ぶ直線 8 同局島南端と同町直島重石ノ鼻を結ぶ直線 <p>上記の1、2、3、4、5、6、7及び8の8直線と陸岸とによって囲まれた海域</p> <p>(香川郡直島町荒神島周辺海域)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 香川郡直島町荒神島西北端より同町荒神島東北端を経て同町直島に至る直線 2 同町荒神島西南端と同町直島串山鼻を結ぶ直線 <p>上記の1及び2の2直線と陸岸とによって囲まれた海域</p> <p>(香川郡直島町井島西側海域)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 香川郡直島町井島鞍掛の鼻と、同鞍掛の鼻より同町京の上臘島東北端見通線と同町向島北端より同町井島ヘラガ崎見通線との交差点を結ぶ直線 2 同交差点と同ヘラガ崎を結ぶ直線 <p>上記の1及び2の2直線と陸岸とによって囲まれた海域</p> <p>(香川郡直島町北部諸島周辺海域)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 岡山県玉野市山田町出崎と、同出崎より同市十津寺山見通線と同市山田町大上ヶ辻山頂より同市長崎見通線との交差点を結ぶ直線 2 同交差点と、同交差点より香川郡直島町局島東北端見通線と同町直島重石ノ鼻より同町京の上臘島東端見通線との交差点(甲点)を結ぶ直線 3 甲点と、同町直島重石ノ鼻より同町京の上臘島東端見通線と同町局島南端より岡山県玉野市長崎見通線との交差点(乙点)を結ぶ直線 4 乙点と同長崎を結ぶ直線 <p>上記の1、2、3及び4の4直線と陸岸とによって囲まれた海</p>	<p>小型機船底びき網漁業(いか磯間びき網漁業、なまここぎ網漁業及び打瀬網漁業を除く。)</p> <p>小型機船底びき網漁業(いか磯間びき網漁業、なまここぎ網漁業及び打瀬網漁業を除く。)</p> <p>小型機船底びき網漁業(いか磯間びき網漁業、なまここぎ網漁業及び打瀬網漁業を除く。)</p> <p>小型機船底びき網漁業(いか磯間びき網漁業、なまここぎ網漁業及び打瀬網漁業を除く。)</p>
---	---

域のうち香川県海域	
(香川郡直島町地先葛島水道海域)	小型機船底びき網漁業（いか磯間びき網漁業、なまここぎ網漁業及び打瀬網漁業を除く。）
1 岡山県玉野市高辺崎と香川郡直島町葛島北端を結ぶ直線 2 同町葛島西端と岡山県玉野市蛸崎を結ぶ直線 上記の1及び2の2直線と陸岸とによって囲まれた海域のうち 香川県海域	
(坂出市小瀬居島東側海域)	すべての小型機船底びき網漁業
1 坂出市小瀬居島南端と、同小瀬居島南端より丸亀市本島ジョウケンボ鼻見通延長線と坂出市櫃石島南端より同市岩黒島東北端見通延長線との交差点を結ぶ直線 2 同交差点と、同市王越町乃生崎より同市小瀬居島北端見通線と同市櫃石島南端より同市岩黒島東北端見通延長線との交差点（甲点）を結ぶ直線 3 甲点と同市小瀬居島北端を結ぶ直線 上記の1、2及び3の3直線と陸岸とによって囲まれた海域	
(坂出市与島東側小与島周辺海域)	すべての小型機船底びき網漁業
1 坂出市与島南端と、同与島南端より高松市小槌島頂見通線と坂出市与島地先北備讃瀬戸大橋3P南東端より同市小与島南端見通線との交差点を結ぶ直線 2 同交差点と、同市小与島北西端より同市小与島東北端見通延長線と同市与島地先北備讃瀬戸大橋3P南東端より同市小与島南端見通延長線との交差点（甲点）を結ぶ直線 3 甲点と同市小与島西北端を結ぶ直線 4 同小与島西北端と同市与島東北端を結ぶ直線 上記の1、2、3及び4の4直線と陸岸とによって囲まれた海域	
(坂出市岩黒島東側海域)	すべての小型機船底びき網漁業
1 坂出市岩黒島南端と、同岩黒島南端より岡山県倉敷市釜島南端見通線と坂出市歩渡島頂より同市小与島東北端見通線との交差点を結ぶ直線 2 同交差点と、同市歩渡島頂より同市小与島東北端見通線と同市岩黒島西北端より岡山県倉敷市釜島南端見通線との交差点（甲点）を結ぶ直線 3 甲点と坂出市岩黒島北西端を結ぶ直線 上記の1、2及び3の3直線と陸岸とによって囲まれた海域	
(坂出市櫃石島東側海域)	すべての小型機船底びき網漁業
1 坂出市櫃石島南端と同市歩渡島西南端を結ぶ直線 2 同市歩渡島北端と、同步渡島北端より岡山県倉敷市鷺羽山頂	

見通線と坂出市小与島東北端より同市櫃石島東北端見通線との交差点を結ぶ直線 3 同交差点と同櫃石島東北端を結ぶ直線 上記の1、2及び3の3直線と陸岸とによって囲まれた海域	
(坂出市櫃石島北側下津井瀬戸海域) 1 岡山県倉敷市久須見鼻と坂出市櫃石島東北端を結ぶ直線 2 同市櫃石島西端と岡山県倉敷市燈籠崎（西ノ鼻）を結ぶ直線 上記の1及び2の2直線と陸岸とによって囲まれた海域のうち 香川県海域	小型機船底びき網漁業（いか磯間びき網漁業、なまここぎ網漁業及び打瀬網漁業を除く。）
(丸亀市本島、同市広島周辺海域) 1 丸亀市本島カジノ鼻と同市本島亀山鼻を結ぶ直線 2 同亀山鼻と同市本島モトドリ鼻を結ぶ直線 3 同モトドリ鼻と同市向島東端を結ぶ直線 4 同市向島西端と同市向島白岩頂を結ぶ直線 5 同白岩頂と同市弁天島頂を結ぶ直線 6 同弁天島頂と同弁天島頂より同市手島赤鼻見通線と同市広島 薦鼻より岡山県倉敷市六口島南端見通線との交差点を結ぶ直線 7 同交差点と丸亀市広島薦鼻を結ぶ直線 8 同市広島エンド鼻と同市広島觀音鼻を結ぶ直線 9 同觀音鼻と同市本島黒鼻を結ぶ直線 上記の1、2、3、4、5、6、7、8及び9の9直線と陸岸 とによって囲まれた海域。ただし、上記の海域のうち5月1日から 6月30日まで及び8月1日から12月31日までの間は、次の海域 を除く。 (1) 丸亀市本島フクベ鼻（ツムノ鼻）と同市弁天島頂を結ぶ 直線 (2) 同弁天島頂と同弁天島頂から同市手島赤鼻見通線と同市 広島薦鼻から岡山県倉敷市六口島南端見通線との交差点を結 ぶ直線 (3) 同交差点と丸亀市広島薦鼻を結ぶ直線 (4) 同市広島町立石地先白石と同白石から同市牛島ハッセン 鼻見通線と同市本島黒鼻から同市広島觀音鼻見通線との交差 点を結ぶ直線 (5) 同交差点と同市本島黒鼻を結ぶ直線 上記の(1)、(2)、(3)、(4)及び(5)の5直線と陸岸とによ って囲まれた海域	小型機船底びき網漁業（なまここぎ網漁業及び打瀬網漁業を除く。）
(丸亀市手島周辺海域) 1 丸亀市広島薦鼻と同市手島赤鼻を結ぶ直線	小型機船底びき網漁業（打瀬網漁業）

<p>2 同市手島加沙越鼻と同市広島カレイ崎西端を結ぶ直線 3 同市手島高の越鼻と同市小手島北端を結ぶ直線 4 同市小手島東南端と同市手島加沙越鼻を結ぶ直線</p> <p>上記の1、2、3及び4の4直線と陸岸とによって囲まれた海域。ただし、上記の海域のうち5月1日から6月30日まで及び8月1日から12月31日までの間は次の海域を除く。</p> <p>(1) 丸亀市広島薺鼻から同市手島赤鼻見通線と仲多度郡多度津町小島西端から丸亀市手島ニワトリ鼻（手島東端）見通延長線との交差点を結ぶ直線 (2) 同交差点と同交差点から同手島ニワトリ鼻（手島東端）見通延長線と同市手島加沙越鼻と同市広島カレイ崎西端見通線との交差点を結ぶ直線 (3) 同交差点と同カレイ崎西端を結ぶ直線 (4) 同市広島薺鼻と同市広島市井浦二ッ頭鼻を結んだ直線 (5) 同市広島青木浦北鼻と同市広島カレイ崎北端を結ぶ直線</p> <p>上記の(1)、(2)、(3)、(4)及び(5)の5直線と陸岸とによって囲まれた海域</p>	
<p>(仲多度郡多度津町佐柳島東側海域)</p> <p>1 仲多度郡多度津町佐柳島東南端と同町小島頂を結ぶ直線 2 同町小島東端と同小島東端より丸亀市広島エンド鼻と同市小手島西端より同市下真島頂見通線との交差点を結ぶ直線 3 同交差点と、同市小手島西端より同市下真島頂見通線と仲多度郡多度津町佐柳島長崎鼻より丸亀市広島西岸沖ノ鼻見通線との交差点（甲点）を結ぶ直線 4 甲点と仲多度郡多度津町佐柳島長崎を結ぶ直線</p> <p>上記の1、2、3及び4の4直線と陸岸とによって囲まれた海域</p>	<p>小型機船底びき網漁業（打瀬網漁業を除く。）</p>
<p>(仲多度郡多度津町佐柳島西側海域)</p> <p>1 仲多度郡多度津町佐柳島西北端と、同佐柳島西北端より三豊市詫間町三崎黄金岩見通線と仲多度郡多度津町佐柳島金剛鼻西端より岡山県笠岡市小飛島長崎見通線との交差点を結ぶ直線 2 同交差点と仲多度郡多度津町佐柳島金剛鼻西端を結ぶ直線</p> <p>上記の1及び2の2直線と陸岸とによって囲まれた海域</p>	<p>小型機船底びき網漁業（打瀬網漁業を除く。）</p>
<p>(仲多度郡多度津町高見島海域)</p> <p>1 仲多度郡多度津町高見島板持鼻より丸亀市上真島頂見通線と同市本島カブラ崎より仲多度郡多度津町高見島高須崎見通線との交差点 2 1と同町高見島板持鼻を結ぶ直線</p>	<p>小型機船底びき網漁業（打瀬網漁業を除く。）</p>

<p>3 1と同町高見島高須崎を結ぶ直線 4 同町高見島板持鼻と同町二面島北端を結ぶ直線 5 同町高見島高須崎と同町二面島北端を結ぶ直線 上記の2、3、4及び5の4直線と陸岸とによって囲まれた海域</p>	
<p>(三豊市詫間町高谷鼻から同町三崎西北端（ハヤ崎）までの海域)</p> <p>1 同三豊市詫間町高谷鼻東端と同市詫間町三玉岩を結ぶ直線 2 同三玉岩と同町戸野崎を結ぶ直線 3 同戸野崎と同町香田鼻を結ぶ直線 4 同香田鼻と同町伊佐古鼻を結ぶ直線 5 同伊佐古鼻と同町観音鼻（積浦）を結ぶ直線 6 同観音鼻（積浦）と同町箱崎を結ぶ直線 7 同箱崎と同町室浜防波堤突端より岡山県笠岡市真鍋島去浜鼻 見通線上最大高潮時海岸線より300メートルの点を結ぶ直線 8 同点と三豊市詫間町三崎西北端（ハヤ崎）より岡山県笠岡市 六島大鳥鼻見通線上最大高潮時海岸線より400メートルの点（甲 点）を結ぶ直線 9 甲点と三豊市詫間町三崎西北端（ハヤ崎）を結ぶ直線 上記の1、2、3、4、5、6、7、8及び9の9直線と陸岸 とによって囲まれた海域</p>	<p>小型機船底びき網 漁業（なまここぎ 網漁業及び打瀬網 漁業を除く。）</p>
<p>(三豊市詫間町三崎から香川、愛媛県境までの海域)</p> <p>1 同三豊市詫間町三崎西端と同町古三崎を結ぶ直線 2 同古三崎と同市丸山島西南端を結ぶ直線 3 同丸山島西南端と同市大蔦島西端を結ぶ直線 4 同大蔦島西端と同市仁尾町チチブ峠より観音寺市円上島頂見 通線上最大高潮時海岸線より300メートルの点を結ぶ直線 5 同点と同市高室町九十九崎より同市円上島頂見通線上最大高 潮時海岸線より100メートルの点（甲点）を結ぶ直線 6 甲点と同市観音寺町観音寺港北防波堤灯台より同市伊吹島赤 崎見通線上最大高潮時海岸線より100メートルの点（乙点）を結 ぶ直線 7 乙点と同市豊浜町豊浜港防波堤突端より同市伊吹島赤崎見通 線上最大高潮時海岸線より200メートルの点（丙点）を結ぶ直線 8 丙点と同市豊浜町箕浦防波堤突端より三豊市詫間町三崎見通 線上最大高潮時海岸線より200メートルの点（丁点）を結ぶ直線 9 丁点と香川、愛媛県境余木崎より観音寺市伊吹島赤崎見通線 上最大高潮時海岸線より500メートルの点（戊点）を結ぶ直線 10 戊点と香川、愛媛県境余木崎を結ぶ直線</p>	<p>小型機船底びき網 漁業（なまここぎ 網漁業及び打瀬網 漁業を除く。）</p>

上記の1、2、3、4、5、6、7、8、9及び10の10直線と 陸岸とによって囲まれた海域	
(三豊市志々島周辺海域)	小型機船底びき網 漁業(なまここぎ 網漁業及び打瀬網 漁業を除く。)
1 三豊市詫間町観音鼻(積浦)より同市志々島北端見通延長線 と仲多度郡多度津町佐柳島金剛鼻より同町高見島西南端見通延 長線との交差点(甲点)と三豊市詫間町観音鼻(積浦)より同 市志々島北端見通線と仲多度郡多度津町小島東端より三豊市詫 間町高谷鼻見通線との交差点(乙点)を結ぶ直線 2 乙点と、丸亀市下真島頂より三豊市志々島南端見通延長線と 仲多度郡多度津町小島東端より三豊市詫間町高谷鼻見通線との 交差点(丙点)を結ぶ直線 3 丙点と、丸亀市下真島頂より三豊市志々島南端見通線と仲多 度郡多度津町佐柳島金剛鼻より同町高見島西南端見通延長線との 交差点(丁点)を結ぶ直線 4 丁点と甲点を結ぶ直線	
上記の1、2、3及び4の4直線と陸岸とによって囲まれた海 域	
(三豊市栗島周辺海域)	小型機船底びき網 漁業(なまここぎ 網漁業及び打瀬網 漁業を除く。)
1 三豊市栗島毛戸鼻と同毛戸鼻より同市詫間町観音鼻(積浦) 見通線と同市栗島竹浦南端より同市栗島竹浦西端見通延長線との 交差点を結ぶ直線 2 同交差点と、同栗島竹浦西端より同市栗島竹浦南端見通延長 線と同市詫間町観音鼻(積浦)より同市志々島北端見通線との 交差点(甲点)を結ぶ直線 3 甲点と、同市詫間町観音鼻(積浦)より同市志々島北端見通 線と仲多度郡多度津町小島東端より三豊市詫間町高谷鼻見通線 との交差点(乙点)を結ぶ直線 4 乙点と仲多度郡多度津町小島東端より三豊市詫間町高谷鼻見 通線と同市栗島最北端より同市栗島地先矢倉石見通延長線との 交差点(丙点)を結ぶ直線 5 丙点と同市栗島最北端を結ぶ直線	
上記の1、2、3、4及び5の5直線と陸岸とによって囲まれ た海域	
(觀音寺市伊吹島、股島、小股島及び円上島周辺海域)	小型機船底びき網 漁業(打瀬網漁業 を除く。)
觀音寺市伊吹島、同市股島、同市小股島及び同市円上島各島周辺 最大高潮時海岸線より150メートルの距離の線と陸岸とによって囲 まれた海域	

第39条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動植物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の右欄に掲げる区域において採捕してはならない。ただし、海面において第1種共同漁業若しくは第3種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。

水　　産　　動　　植　　物	禁止期間	禁止区域
1 あゆ	1月1日から 5月31日まで	海面及び 内水面
2 うなぎ（全長20センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面及び 内水面
3 ちぬ（全長6センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面
4 がざみ（甲幅13センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面
5 くるまえび（体長6センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面
6 あさり（殻長2.5センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面
7 はまぐり（殻長3センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面
8 はまぐり（殻長3センチメートルを超えるものに限る。）	6月1日から 8月31日まで	海面
9 みるくい	4月21日から 11月30日まで	海面
10 なまこ	4月1日から 10月31日まで	海面
11 あじも又はがらも	周年	海面
12 こい（全長18センチメートル以下のものに限る。）	周年	内水面

- 2 第4条第1項第29号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可に基づいて採捕する場合は、前項の表の第2号の規定は適用しない。
- 3 第1項の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

(遊漁者等の漁具漁法の制限)

第40条 何人も、海面において次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- (1) 竿釣及び手釣（船舶を使用するものでまきえ釣り及びまだこ釣りを行うものを除く。）
- (2) たも網又は叉手網
- (3) 投網（船舶を使用しないものに限る。）
- (4) やす、は具（船舶を使用しないものに限る。）
- (5) 徒手採捕

- 2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
- (1) 漁業者が漁業を営む場合
 - (2) 漁業従事者が漁業のために水産動植物の採捕に従事する場合
 - (3) 試験研究のために水産動植物を採捕する場合
- 3 第1項の規定により水産動植物を採捕する場合は、正当な漁業の操業を妨げないようしなければならない。

(有害物質の遺棄漏せつの禁止)

第41条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。

- 2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。
- 3 前項の規定は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の適用を受ける者については、適用しない。

(漁場内の岩礁破碎等の許可)

第42条 海面のうち漁業権の存する漁場内において岩礁を破碎し、又は土砂若しくは岩石を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添え、知事に提出しなければならない。
 - (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 当該土砂、岩石又は岩礁の所在する場所
 - (3) 破碎又は採取する目的
 - (4) 破碎又は採取の時期及び期間
 - (5) 漁業権の免許番号
 - (6) その他参考となるべき事項
- 3 知事は、第1項の規定により許可をするに当たり、条件を付けることができる。

(船長等の乗組み禁止命令)

第45条 知事は、第4条第1項の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるときは、当該行為をした者が使用する船舶の操業責任者に対し、当該違反に係る漁業に使用する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することができる。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。